

お客さま各位

西中国信用金庫

当座勘定規定等の一部改正について

平素より 西中国信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、支払のために呈示された手形・小切手は、呈示日の窓口営業時間中に当座勘定に受入れまたは振込まれた支払資金により支払いを行っていますが、「当座勘定規定」には入金時限を明記していませんでした。

今般、令和5年9月からの「ことら送金サービス」の取扱開始に伴い、平日夜間、土・日・祝日にも当座勘定への振込入金が可能となることを踏まえ、「当座勘定規定」に入金時限（15時）を明記する改正を行いますので、お知らせします。

なお、改正後の規定は、本改正前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

記

一、改正する規定

当座勘定規定（一般用）

二、改正点

改 正 後	改 正 前
第1条 } ~ } (省 略) 第8条 } 第9条 (支払の範囲) (1)呈示された手形、小切手等の金額が 当座勘定の支払資金をこえる場合 には、当金庫はその支払義務を負い ません。 <u>(2)呈示された手形、小切手は、呈示日 の15時まで</u> に当座勘定に受入れ または振込まれた支払資金により 支払います。 なお、 <u>15時以降に入金した支払資 金を支払に充当したとしても当金 庫は責任を負わないものとします。</u> (3)手形、小切手の金額の一部支払はし ません。	第1条 } ~ } (省 略) 第8条 } 第9条 (支払の範囲) (1)呈示された手形、小切手等の金額が 当座勘定の支払資金をこえる場合 には、当金庫はその支払義務を負い ません。 } <u>(新 設)</u> (2)手形、小切手の金額の一部支払はし ません。
第10条 } ~ } (省 略) 第16条 }	第10条 } ~ } (省 略) 第16条 }

(注) _____ ~改正箇所

三、適用開始日

令和5年8月23日（水）

以 上